

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び45年1月から46年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和45年1月から46年1月まで

ねんきん特別便によると、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていた。特例納付により、夫が役場に一括納付してくれたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が第3回特例納付の実施期間中に、A町（現在は、B市）役場で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時の国民年金担当職員は、「役場から未納期間のある加入者に勧奨状を送付し、特例納付希望者には同役場年金窓口において、納付書を作成し交付していた。」と証言している上、申立人が当時の勧奨状を所持していることから、申立人の夫が同役場に出向いて特例保険料を納付したとする主張に不合理な点は認められない。

また、一括納付したとする特例納付実施期間に、申立人及びその夫の生活環境に大きな変化は認められず、資力に問題があった事情もうかがえないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しており、60歳以降も高齢任意加入し、国民年金保険料を納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年10月14日）及び資格取得日（34年3月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月14日から34年3月10日まで

昭和31年4月から34年5月までA社に継続して勤務していたが、同社B工場から同社C工場へ転勤していた申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに気が付いた。給与からは厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和31年4月10日に厚生年金保険の資格を取得し、33年10月14日に資格を喪失後、34年3月10日に同社において再度資格を取得しており、33年10月から34年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、会社の寮で申立人と一緒に生活し、A社C工場に勤務していた同僚の証言から、申立人が申立期間に同工場に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、A社B工場から同社C工場へ転勤したと主張しているが、同工場での同僚は、「当時、転勤ではなくほかの工場から短期間応援に来ていた従業員がいた。」と証言しているところ、申立人も1年未満の短期間で同社B工場へ戻っていることから、転勤ではなく同社B工場に在籍したまま同社C工場へ応援で勤務していたと考えるのが相当である。

また、A社C工場及び同社B工場に勤務していた同僚のオンライン記録によ

ると、退職で厚生年金保険の記録が途切れている者はいるものの、ほかに被保険者記録が途切れている者は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年10月から34年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月30日から同年10月1日まで

私は、ねんきん定期便を見て申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないことを知った。出向先から本社へ異動したときの被保険者資格喪失届に原因があると思うので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した辞令簿により、申立人は、B社に継続して勤務（昭和60年10月1日にA社からB社C支社へ異動）したことが認められ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）の資格喪失年月日が昭和60年9月30日と記載されていることから、社会保険事務所が同日を資格喪失日として処理し、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで

A事業所を結婚退職し、昭和 46 年 10 月に結婚してからはB区に在住していた。当時は脱退手当金の制度も知らなかったし、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給した記録となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 47 年 6 月 20 日に支給決定されたこととなっている上、申立人が勤務していた事業所に在籍していた女性従業員 117 名のうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは2名のみであり、この2名の脱退手当金の支給決定日はそれぞれ 36 年 1 月と 37 年 2 月であることを踏まえると、46 年 9 月に資格喪失した申立人の脱退手当金を事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 46 年 11 月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しており、年金に加入し続けようとする者が、あえて将来の年金受給権を放棄して脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から 21 年 3 月 30 日まで
雑貨商を営んでいた実家が戦後、撚糸業を始めたことなどにより忙しくなった。家業を手伝うためにA社を退職した。退職手当金、脱退手当金など受領しておらず、そのような言葉すら聞いたことが無かったのに、記録上、支給を受けたことになっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金の支給を意味する「脱退」の記載とともに、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給年月日（昭和 21 年 11 月 4 日）が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した約 7 か月後に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。